平成31年度三重県広報テレビ番組制作及び放送業務に関する仕様書

1. 業務名

平成31年度三重県広報テレビ番組制作及び放送業務

2. 業務目的

テレビ媒体が持つ、映像や音声を通してより説得力のある情報を届けることができる特性を生かし、三重県内全域をはじめ近隣県に、県の重要な政策、県からのお知らせやイベント情報、注意喚起などをわかりやすく発信することにより、50歳代、60歳代及び正規職員をはじめ、より多くの県民の皆さんに県政情報を届けることをめざす。

3. 番組内容

(1) 使用するテレビ電波の種類

地上デジタル放送とする。(BS、CS、ケーブルテレビは不可。)

(2) 放送エリア

三重県内全域を必須とし、近隣県を含むものとする。

(3)番組名

企画提案者が提案すること

(4)業務実施期間

契約締結の日から 2020 年 3 月 31 日 (火) までとする。

(5) 放送回数

平成31年4月から、年45回以上定期放送を行うこと。

ただし、4月からの定期放送が難しい場合は、定期放送が始まるまでの間、既存のレギュラー番組内で放送する特別企画でも可とし、それらは上記の放送回数(45回)に含めることとする。その際には、放送開始時期及び放送回数の内訳を記載すること。

(6) 放送の長さ

放送時間は5分(ステーションブレイク等を含む)以上、三重県広報テレビ番組は2分30秒以上とする。なお、特別企画の場合も2分30秒以上の長さとする。

- (7) 放送内容
 - ・県の重要な政策
 - ・県からのお知らせ情報
 - ・県内で開催されるイベント情報
 - 注意喚起
 - ・県の相談窓口 他

なお、放送内容については、地域バランスも考慮し、県と協議の上決定するものとする。

(8) 放送時間帯

県民の皆さんへ県政情報を届けるために、最大限の効果が得られるような放送時間帯を提案すること。なお、提案にあたっては、「第7回みえ県民意識調査」での属性のうち、特に50歳代、60歳代及び正規職員に視聴してもらえる放送時間帯を意識したうえで、より多くの県民に視聴してもらえるような放送時間帯とすること。

※「第7回みえ県民意識調査」での属性(P123、問32参照)

http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000804944.pdf

(9) 放送後の動画配信

三重県インターネット放送局から配信コンテンツへのリンクを設けることができるよう、見積金額内で、直近に放送した番組4回分以上をインターネットで動画配信すること。

(10) 聴覚障がい者への対応

手話通訳及び字幕放送付きとすること。

(11) 番組構成

番組名、オープニングタイトル、本編、エンドタイトル(三重県 県章付き) なお、(5) ただし書きの特別企画においては、この構成によらなくともよいものとする。

(12) 表現手法

取材により表現すること。その他、レポーター形式、タレント起用、CG・マスコットキャラクター・資料映像使用などの表現も可とする。なお、提案にあたっては、「第7回みえ県民意識調査」での属性のうち、特に50歳代、60歳代及び正規職員を意識したうえで、より多くの県民に視聴してもらえるような表現手法とすること。

(13) 付加提案

見積金額内での番組宣伝、再放送の実施、副音声の活用、視覚障がい者への対応、外国人への対応、視聴者からの意見募集や番組への参加、など、各提案者から提案があったものについては、県と協議・合意のうえ実施する。

(14) 納品

番組放送後、番組を収録したDVDを納品すること。

(15) 視聴状況報告

番組放送後、番組毎の視聴率(平均視聴率、及び占拠率)等視聴状況がわかるものを報告すること。

(16) 本県との調整

業務実施にあたっては、放送項目や取材先、表現手法等に関して本県と協議を行うこととする。

4. 委託

本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ本県の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

5. 機密の保持

受注者は、本業務(委託した場合を含む)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、減失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

7. 業務実施上の条件

- (1) 契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要の経費の一切を含むものとする。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、本県と協議を行うこと。

(3) 受注者は、本仕様に定めのない事項であっても、本県が必要と認め指示する事項については、 契約金額の範囲内で実施するものとする。

8. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の 規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契 約を解除することができるものとする。

9. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
 - ウ 発注所属に報告すること
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れ が生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 受注者が(1) のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの 暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく 落札資格停止等の措置を講じる。